

創業者への支援制度を紹介します

市では、市内で創業を目指す方を支援するため、茂原商工会議所、千葉県信用保証協会などと連携して「創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受けています。

この計画に定められている「特定創業支援等事業」を修了した方は、創業にあたりさまざまな支援を受けられます。

◆特定創業支援等事業

- ・茂原創業塾（主催：茂原商工会議所）
- ・創業スクール（主催：千葉県信用保証協会）



◆主な支援内容

株式会社等設立時の登録免許税

市内で株式会社、合名・合資・合同会社を設立する際の登記に係る登録免許税が軽減されます。

- ◆適用範囲 ・市内で会社を設立する場合 ・創業後5年未満の個人が会社を設立する場合

☎千葉県地方務局 ☎043(302)1311

創業関連保証

創業2カ月前から対象となる創業関連保証の特例が、創業6カ月前から利用の対象となります。

- ◆対象 創業後5年未満の方

※信用保証協会または金融機関の審査を受ける必要があります。

☎融資を受けようとする金融機関

日本政策金融公庫の「新創業融資制度」

自己資金要件が撤廃されます。

- ◆対象 新たに事業を始める方、事業開始後税務申告を2期終えていない方

☎日本政策金融公庫千葉支店 ☎043(243)7121

日本政策金融公庫の「新規開業支援資金」

貸付利率の引き下げの対象として融資を受けることができます。

☎日本政策金融公庫千葉支店 ☎043(243)7121

茂原市創業支援補助金

創業に必要な経費の一部を助成します。

- ◆対象経費 官公庁への書類作成に係る経費、店舗等借入費、設備・備品購入費、マーケティング調査費、広報費

- ◆補助率 1/2以内、上限30万円

☎茂原商工会議所 ☎(22)3361